

新	旧
<p>店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款</p> <p>（第 1 条～第 2 条 省略）</p> <p>第 3 条（定義） （第 1 号～第 5 号 省略）</p> <p>(7) 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益を加算減算した預託証拠金をいいます。 <u>預託証拠金残高＝前日預託証拠金残高＋当日決済損益＋当日入金額－出金予約済み金額</u></p> <p>（第 8 号～第 10 号 省略）</p> <p>(11) 「証拠金維持率」とは、ポジション必要証拠金に対する純資産額から注文証拠金を減じた額の比率のことをいいます。 <u>証拠金維持率＝（純資産額－注文証拠金）÷ポジション必要証拠金×100</u></p> <p>(12) 「建玉可能額」とは新たにポジションを持つ、又は新規指値注文・新規逆指値注文を発注することができる証拠金の余力額のことをいいます。 <u>建玉可能額＝純資産－（ポジション必要証拠金＋注文証拠金）</u></p> <p>(13) 「純資産」とは、預託証拠金残高に建玉評価損益と未決済スワップ金額を加算したものから出金予約額を減じたものとなります。 <u>純資産額＝預託証拠金残高＋約定評価損益－出金予約額</u></p> <p>（第 14 号～第 16 号 省略）</p> <p>(17) 「追加証拠金」とは、毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が 100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足</p>	<p>店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款</p> <p>（第 1 条～第 2 条 省略）</p> <p>第 3 条（定義） （第 1 号～第 5 号 省略）</p> <p>(7) 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益を加算減算した預託証拠金をいいます。</p> <p>（第 8 号～第 10 号 省略）</p> <p>(11) 「証拠金維持率」とは、ポジション必要証拠金額に対する純資産額から注文証拠金を減じた額の比率のことをいいます。</p> <p>(12) 「建玉可能額」とは新たにポジションを持つ、又は新規指値注文・新規逆指値注文を発注することができる証拠金の余力額のことをいいます。</p> <p>(13) 「純資産」とは、預託証拠金残高に建玉評価損益と未決済スワップ金額を加算したものから出金予約額を減じたものとなります。</p> <p>（第 14 号～第 16 号 省略）</p> <p>(17) 「追加証拠金」とは、毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が 100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足</p>

額をいいます。

追加証拠金額＝証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金－純資産額

(18)「追加証拠金制度」とは、当社所定の**期日**までに追加証拠金が解消されなかった場合、お客様に事前の通知なく、お客様の計算にて全ての保有ポジションを強制決済する制度のことであります。また、追加証拠金制度における保有ポジションの強制決済を「マージンカット」といいます。

(19)「ロスカット**ルール**」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐために、証拠金維持率が当社所定の水準を下回ったときに、お客様に事前の通知なく、お客様の計算において全ての保有ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

(第 20 号 省略)

第 4 条 (リスク及び自己責任の原則)

(第 1 項第 1 号～第 3 号 省略)

(4)本取引には、システム機器、通信機器等の故障等、不測の事態により、**お客様の取引が制限される場合**があること。

(第 5 号 省略)

(6)本取引の注文方法は複数あり、注文方法や相場の状況によってはお客様が意図しない価格で約定し、不測の損失を被る可能性があること

(7)本取引には、損失を抑制する目的で追加証拠金制度及びロスカットルールが設けられているが、通貨等の価格または金融指標の数値の変動により、これらの制度やルールに基づくマージンカットまたはロスカットが執

額をいいます。

(18)「追加証拠金制度」とは、当社所定の**時刻**までに追加証拠金が解消されなかった場合、お客様に事前の通知なく、お客様の計算にて全ての保有ポジションを強制決済する制度のことであります。また、追加証拠金制度における保有ポジションの強制決済を「マージンカット」といいます。

(19)「ロスカット」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐために、証拠金維持率が当社所定の水準を下回ったときに、お客様に事前の通知なく、お客様の計算において全ての保有ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

(第 20 号 省略)

第 4 条 (リスク及び自己責任の原則)

(第 1 項第 1 号～第 3 号 省略)

(4)本取引には、システム機器、通信機器等の故障等、不測の事態による**取引の制限が生じるリスク**があること。

(第 5 号 省略)

(新設)

(6)本取引には、損失を抑制する目的でマージンカットルール及びロスカットルールが設けられていますが、通貨等の価格または金融指標の数値の変動により、このルールに基づくマージンカットまたはロスカットが執行さ

行われて、損失が生ずることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。

(8)本取引には、主要国での祝日や特定の時間帯において、また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で、当社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる可能性があること。

(9)本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者及びその取引先銀行の破綻等による取引制限、または建玉及び預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。

(10)お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差（スプレッド）があること。外国為替レートの急変や経済指標の発表前後等における市場の流動性の低下及び特殊な状況下で、スプレッドを拡大して提供する可能性があること。

(11)本取引に関連して発生するスワップポイントについては、金利状況により変動するおそれがあること。

(12)両建てはお客様にとって、売付けの価格と買付けの価格の差、証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。

(13)当社がお客様からいただく手数料の額については、別途当社が定めるものであること。

(14)お客様の操作により成立した取引は、お客様の意図した取引と異なる場合でもお客様に帰属し、原則として、お客様からの当該約定の取消のお

れて、損失が生ずることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。

(7)本取引には、主要国での祝日や特定の時間帯において、また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で、当社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる可能性があること。

(8)本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者及びその取引先銀行の破綻等による取引制限、または建玉及び預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。

(9)お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差（スプレッド）があること。外国為替レートの急変や経済指標の発表前後等における市場の流動性の低下および特殊な状況下で、スプレッドを拡大して提供する可能性があること。

(10)本取引に関連して発生するスワップポイントについては、金利状況により変動するおそれがあること。

(新設)

(11)当社がお客様からいただく手数料の額については、別途当社が定めるものであること。

(新設)

申し出に当社は応じないこと。

(15)本取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があること。

(16)本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているものではないこと。

（第2項 省略）

第5条（口座の開設）

1 お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本書面及び契約締結前交付書面（店頭デリバティブ取引説明書（DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity））、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手續等、当社所定の手續により本取引口座（以下「本口座」という）の開設の申込を行うものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

《個人のお客様の場合》

(1)本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。

（第2号～第4号 省略）

(5)ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること。（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません。）

(6)パソコンでお取引することができる環境があること。

(7)当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。

(8)適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。

(12)本取引に係る税制および関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があること。

(13)本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているものではないこと。

（第2項 省略）

第5条（口座の開設）

1 お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本書面及び契約締結前交付書面（店頭デリバティブ取引説明書（DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity））、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手續等、当社所定の手續により本取引口座（以下「本口座」という）の開設の申込を行うものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

《個人のお客様の場合》

(1)本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること。

（第2号～第4号 省略）

(5)ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。

(新設)

(6)当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。

(7)本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。

(9)ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。

(10)契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

(11)振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。

(12)当社の定める「個人情報保護宣言」と題する書面の内容及び個人情報の取り扱いに同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。

(13)当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できると及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。

(14)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

- ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
- ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により 口座が

(8)ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。

(9)契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

(10)振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。

(11)当社の定める「個人情報保護宣言」と題する書面の内容及び個人情報の取り扱いに同意し、本人確認書類をご提出いただけること。

(12)当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できると及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。

(13)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

- ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
- ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により 口座が

解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

(15)その他当社が定める基準を満たしていること。

《法人のお客様の場合》

（第1号～第4号 省略）

(5)法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること。（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません。）

(6)パソコンでお取引することができる環境があること。

(7)当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。

(8)適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。

(9)契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面、その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

(10)振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。

(11)当社の定める「個人情報保護宣言」と題する書面の内容及び個人情報の取り扱いに同意し、本人確認書類をご提出いただけること。

(12)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

(14)その他当社が定める基準を満たしていること。

《法人のお客様の場合》

（第1号～第4号 省略）

(5)法人の電子メールアドレスをお持ちであること。

(新設)

(6)当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。

(新設)

(7)契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面、その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

(8)振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。

(9)当社の定める「個人情報保護宣言」と題する書面の内容及び個人情報の取り扱いに同意し、本人確認書類をご提出いただけること。

(10)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

・本号に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

(13)取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

(14)その他当社が定める基準を満たしていること。

（以下、省略）

第6条（本人確認書類）

1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、個人情報保護方針に

・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

・本号に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

(11)取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

(新設)

（以下、省略）

第6条（本人確認書類）

1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、個人情報保護方針に

則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

《個人のお客様の場合》（下記書類のいずれか一点）

（第1号～第9号 省略）

《法人のお客様の場合》（下記書類のすべて）

（第1号～第3号 省略）

※取引担当者と代表者が同一人である場合は、上記(3)は必要ございません。

第7条（禁止事項）

（第1項第1号～第9号 省略）

(10)他人名義（家族名義を含む）で口座開設の申し込みを行うことまたは他人名義の口座を利用して取引を行うこと

(11)前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為

（第8条～第10条 省略）

第11条（追加証拠金、マージンカット）

（第1項、第2項省略）

3 追加証拠金が発生した場合において、その後の取引レートの変動により、お客様の証拠金維持率が100%以上となったとしても、追加証拠金の解消とはなりません。

（以下、省略）

則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

《個人のお客様の場合》（下記書類のいずれか一点）

（第1号～第9号 省略）

《法人のお客様の場合》（下記書類のすべて）

（第1号～第3号 省略）

(新設)

第7条（禁止事項）

（第1項第1号～第9号 省略）

(新設)

(10)前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為

（第8条～第11条 省略）

第11条（追加証拠金、マージンカット）

（第1項、第2項省略）

3 追加証拠金が発生した場合において、その後の外国為替レートの変動により、お客様の証拠金維持率が100%以上となったとしても、追加証拠金の解消とはなりません。

（以下、省略）

第12条（ロスカット）

1 証拠金維持率が当社の定める基準に達した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済すること（以下、「ロスカット」といいます。）とし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

2 ロスカットについて、当社の定める基準を大きく超えて約定した場合又は、ロスカットの約定により、お客様が預託した証拠金以上の損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。

（以下、省略）

第13条（預託証拠金）

（第1項 省略）

（削除）

2 お客様からの預託証拠金の返還依頼は当社所定の方法で行うものとします。平日 15時以降に受付けたご依頼については翌銀行営業日に返還請求を受けたものとして取り扱います。

（以下項数繰上げ）

第14条（入金について）

（第1項 省略）

第12条（ロスカット）

1 純資産額がポジション必要証拠金に対して当社の定める比率を乗じて算出した額を下回った（証拠金維持率が当社の定める比率を下回った）場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済すること（以下、「ロスカット」といいます。）とし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

2 前項によるロスカットの結果、ロスカットレベルに設定した基準での価格で約定せず、又はお客様が預託した証拠金以上の損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。

（以下、省略）

第13条（預託証拠金）

（第1項 省略）

2 お客様は、初回に預託する預託証拠金の金額は、当社の定める初回入金額以上であることを了承するものとします。

3 お客様からの預託証拠金の返還依頼は当社所定の方法で行うものとします。15時以降に受付けたご依頼については翌営業日に返還請求を受けたものとして取り扱います。

（以下項数繰上げ）

第14条（入出金について）

（第1項 省略）

2 お客様は、インターネットの通信環境や当社並びに金融機関のシステム障害等の諸事情により入金が遅延する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

3 お客様は、ご本人名義の金融機関から本取引口座へ預託証拠金の振込をすることとし、振込人名義が、当社の本取引口座名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても原則としてお客様ご自身で当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

（第4項 省略）

5 クイック入金システムは時間帯にかかわらず入金可能なサービスとなりますが、即時入金を保証するものではなく、即時に反映しなかったことにより生じた損失・機会利益の逸失、費用負担についてはお客様のご負担となることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第15条（出金について）

1 お客様は、パソコン用本取引システムより依頼する方法により預託証拠金の出金予約を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの出金予約を確認した後に出金処理するものとします。ただし、当社での出金処理が完了しても、金融機関の事務処理の都合上、出金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

2 お客様は、インターネットの通信環境や当社並びに金融機関のシステム障害等の諸事情により出金が遅延する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、お客様より登録された金融機関へのみ出金処理ができるものと

2 お客様は、インターネットの通信環境や当社並びに金融機関のシステム障害等の諸事情により入出金が遅延する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

3 お客様は、お客様ご本人名義の金融機関から本取引口座へ預託証拠金の振込をすることとし、振込人名義が、当社にお届けの本取引口座名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

（第4項 省略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

し、ご登録時の間違い等により出金処理が遅延又は中止される可能性があります。また、ご登録時にお客様は予め同意するものとします。

（以下、第 29 条まで条数繰下げ）

（第 16 条～第 18 条 省略）

第19条（支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）

1 お客様が第18条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。

（第2項 省略）

3 お客様が第 18 条第 2 項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。

（以下、省略）

第 20 条（差引計算）

（第 1 項 省略）

2 第 18 条及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

3 前項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算に

（以下、第 29 条まで条数繰下げ）

（第 15 条～第 17 条 省略）

第18条（支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）

1 お客様が第17条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。

（第2項 省略）

3 お客様が第 17 条第 2 項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。

（以下、省略）

第 19 条（差引計算）

（第 1 項 省略）

2 第 17 条及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

3 前項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算に

については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社の定める利率及び率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する外国為替レートを適用するものとします。

（第 21 条～第 25 条 省略）

第26条（報告）

1 お客様は、第18条第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

（第 27 条～第 29 条 省略）

（削除）

については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社の定める利率及び率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する為替レートを適用するものとします。

（第 20 条～第 24 条 省略）

第25条（報告）

1 お客様は、第13条第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

（第 26 条～第 28 条 省略）

第29条（携帯電話等向け取引システム）

1 携帯電話向け（パーソナルコンピューター以外の機器をいい、以下「モバイル取引機器」といいます。）の本取引システムについては、モバイル取引機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり、全ての機種について動作確認が行われているわけではありません。このため、モバイル取引機器の機種によっては動作又は表示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性があります。お客様は、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が独自に判断した場合に限り、モバイル取引機器を利用することとします。

<p>第 30 条（免責事項）</p> <p>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに意義がないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（第 1 号～第 3 号 省略）</p> <p>(4)お客様の錯誤、誤入力または誤操作によって<u>成立したお客様の意図しない取引もしくは、不成立となった取引</u>により生じた損害及び損失</p> <p>（第 5 号～第 10 号 省略）</p> <p>(11)本取引に関連して<u>お客様が</u>受け取る情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等により生じる損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く</p> <p>（以下、省略）</p>	<p><u>2 当社がモバイル取引機器用に提供する本取引システムは、本取引に必要な全ての機能を備えているわけではありません。お客様は、パーソナルコンピュータ用の本取引システムを利用できる環境を用意し、モバイル取引機器用の本取引システムは補助的な手段としてのみ利用することとします。</u></p> <p><u>3 モバイル取引機器用の本取引システムで実際の取引を行い、何らかのシステム的な問題又は通信の遅延等が発生した結果、お客様が損失を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。</u></p> <p><u>4 本条の定めは当社が推奨するモバイル取引機器の機種についても適用されることとします。</u></p> <p>第 30 条（免責事項）</p> <p>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに意義がないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（第 1 号～第 3 号 省略）</p> <p>(4)お客様の錯誤、誤入力によって<u>売買注文が約定したこと、もしくは売買注文が約定しなかったこと</u>により生じた損害及び損失</p> <p>（第 5 号～第 10 号 省略）</p> <p>(11)本取引に関連して受け取る情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等により生じる損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く</p> <p>（以下、省略）</p>
---	--

<p>第31条（解約）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 17 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>（第 1 号～第 2 号 省略）</p> <p>(3)第 40 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき</p> <p>（第 4 号～第 3 項 省略）</p> <p>（第 32 条～第 42 条 省略）</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 7 月 1 日 制定</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 1 月 25 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 4 月 1 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 7 月 17 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 11 月 27 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 12 月 25 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 3 月 19 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 5 月 12 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 9 月 29 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 4 月 13 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 5 月 11 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 7 月 20 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 9 月 14 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 5 日 改訂</p>	<p>第31条（解約）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 17 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>（第 1 号～第 2 号 省略）</p> <p>(3)第 39 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき</p> <p>（第 4 号～第 3 項 省略）</p> <p>（第 32 条～第 42 条 省略）</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 7 月 1 日 制定</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 1 月 25 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 4 月 1 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 7 月 17 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 11 月 27 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 12 月 25 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 3 月 19 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 5 月 12 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 9 月 29 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 4 月 13 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 5 月 11 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 7 月 20 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 9 月 14 日 改訂</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 5 日 改訂</p>
--	--

平成 26 年 6 月 28 日 改訂	平成 26 年 6 月 28 日 改訂
<u>平成 26 年 10 月 4 日 改訂</u>	